



いちょうレポート

No. 142 2011 年 1 月 (有)アクティ 室 和 允 TEL042-652-3389
URL <http://www.acticonsult.co.jp> FAX042-651-4617

—平成 23 年度税制改正のポイントについて—

昨年 12 月、平成 23 年度税制改正大綱が閣議決定されました。基本的な考え方として、次の 4 つの柱を挙げています。

- (1) デフレ脱却と雇用のための経済活性化
- (2) 格差拡大とその固定化の是正
- (3) 納税者・生活者の視点からの改革
- (4) 地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革

こうした視点から、相続税における控除や税率は次のように見直し、課税ベースが拡大されることになりました。

1. 相続税・贈与税の見直し

相続税の見直しは、基礎控除について、現行の「5000 万円に法廷相続人一人当たり 1000 万円を加えた額」から「3000 万円に法廷相続人一人当たり 600 万円を加えた額」となり、4 割縮減して、課税割合（課税件数／死亡者数）を拡大します。最高税率は、現行の 50%から 55%に引き上げます。死亡保険金の非課税適用には生計を一にしていた相続人に限定されます。

贈与税は、被相続人の高齢化が進んでいることもあり、生前贈与を促進する考えから、相続時精算課税制度の適用対象者に 20 歳以上の孫を追加し、贈与者の年齢要件を引き下げます。

高齢者層が保有する資産を、現役世代に移転させて、その活用を通じて経済・社会の活性化を期待するものです。

(1) 相続税の課税ベース及び税率構造について

項目	現行	改正案
相続税の基礎控除		
1 定額控除	5000 万円	3000 万円
2 法定相続人比例控除	1000 万円に法定相続人数を乗じた金額	600 万円に法定相続人数を乗じた金額
死亡保険金の非課税限度	500 万円に法定相続人の数を乗じた金額	500 万円に法定相続人(未成年者、障害者又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る)数を乗じた金額
相続税の税率構造	1000 万円以下の金額 税率 10% 3000 万円以下の金額 税率 15% 5000 万円以下の金額 税率 20% 1 億円以下の金額 税率 30% 3 億円以下の金額 税率 40% 3 億円超の金額 税率 50%	1000 万円以下の金額 税率 10% 3000 万円以下の金額 税率 15% 5000 万円以下の金額 税率 20% 1 億円以下の金額 税率 30% 2 億円以下の金額 税率 40% 3 億円以下の金額 税率 45% 6 億円以下の金額 税率 50% 6 億円超の金額 税率 55%

(2) 未成年者控除及び障害者控除は引き上げます

上記の改正は、平成 23 年 4 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用します。

(3) 相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について

項目	現行		改正案	
20歳以上の者が直系 尊属から贈与を受け た財産に係る贈与税 の税率構造	200万円以下の金額	税率 10%	200万円以下の金額	税率 10%
	300万円以下の金額	税率 15%	400万円以下の金額	税率 15%
	400万円以下の金額	税率 20%	600万円以下の金額	税率 20%
	600万円以下の金額	税率 30%	1000万円以下の金額	税率 30%
	1000万円以下の金額	税率 40%	1500万円以下の金額	税率 40%
	1000万円超の金額	税率 50%	3000万円以下の金額	税率 45%
			4500万円以下の金額	税率 50%
			4500万円超の金額	税率 55%

(4) 相続時精算課税制度の適用要件について

①受贈者の範囲に、20歳以上である孫（現行 推定相続人のみ）を追加します。

②贈与者の年齢要件を60歳以上（現行 65歳以上）に引き下げます

上記(3)(4)の改正は、原則として平成23年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る贈与税について適用します。

2. 小規模宅地等の特例が適用できるかどうか

先に改正された小規模宅地の特例の適用が、厳格化されて相続人が同居していないなどこの評価減ができないケースでは、基礎控除額が法定相続人2名の場合、 $3000万円 + (600万円 \times 2) = 4200万円$ です。

都内に50坪以上の自宅を持つ多くの方が課税対象になると思われます。この特例が利用できるかどうかで税額は大きく変わります。

この特例は、被相続人の居住の用、または事業の用に供されていた場合、一定の要件を満たすと、相続税の負担が軽減されるというものです。特定居住用宅地の特例を利用できるのは、配偶者、または次のいずれかの条件を満たす相続人です。

①同居親族

②生計を一にしていた親族

③相続人で次の条件の全てを満たす者

●相続開始前3年以内に、日本国内にある自己または自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがないこと、

●相続開始時に住所が日本国内にあり、日本国籍を有していること、

●相続開始直前において、被相続人の居住の用に供されていた家屋に居住していた被相続人の法定相続人がいない場合、に限定されます。

選択した宅地の全てが特定居住用宅地である場合、軽減割合は240㎡まで80%減額です。

3. 換金売りが増加する

近年、高齢者人口が急速に増加しているところから、従来の借金返済のための換金売りに加えて、相続による換金処分、資産の組み替えが増加しています。

不動産に対して継続しているデフレ、人口減少、年金問題、所得の低下などから意識の変化が窺えます。改正に伴い、納税資金、遺産分割対応などで売却処分が増加していきます。

この改正により、相続税対策と称して借金をする提案があるかと思いますが、その場合、先のバブル時に見られたように、相続税対策で借金をしてアパートを建てるという策の多くが負の財産となった事実について、何が問題だったのか、自ら検証することが必要です。